

[事案 23-216] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者が行った転換契約の申込みは、減額更新の申込みとの錯誤に基づくものであり無効であるとして、転換前契約への復旧を求めて申立てがあったもの（契約者死亡により、相続人からの申立て）。

<申立人の主張>

平成 23 年 2 月に、それまで加入していた定期付終身保険を転換し、終身入院保険を契約したが、下記のとおり転換契約は無効であるため、転換前契約への復旧を求める。

- (1) 申立人夫妻は契約者である息子から保険について委任されていたが、募集人から本契約が転換契約であるとの説明を受けておらず、希望していた減額更新のつもりで手続きを行った。
- (2) 申込時に、契約者に対して転換時の不利益事項等の説明が十分になされておらず、本契約は契約者の意思に沿ったものではない。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人が、本転換契約が減額更新手続きであるとの誤解を生じさせる説明等をした事実は認められず、転換契約についての重要事項説明についても適切に行われている。
- (2) 本転換契約の入院治療保障特約は入院中の医療費自己負担分を過不足なくカバーすることを目的とした特約であり、手術の有無に関わらず高額な投薬等の費用負担もカバーするものである。また、がん給付金についても、一時金の額は減っているものの、仮にがんが再発した場合、一定の条件のもと給付対象となる。これらは医療保障を充実させたまま死亡保障を下げることにより保険料負担を減らしたいという申立人夫妻と契約者それぞれの意向に沿ったものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人夫婦、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

なお、申立人の事情聴取により、申立人が不服とする点は、以下のとおりであることが分かった。

- ・当初、医療保障の内容は従前どおりにしたまま（被転換契約では、所定の悪性新生物との初回診断時には 500 万円が支払われ、入院した場合は日額 1 万円が支払われる。）、死亡保障だけを従前の約 4,000 万円（被転換契約では、40 歳までは死亡時に 4,048 万円余が支払われる。）から半額の約 2,000 万円に減額することにより、保険料を抑制するように希望し、そのような内容で更新された（減額更新）ものと思っていた。
- ・しかし、実際は、本転換により、死亡保障が半額になったのみならず（転換後契約では、49 歳まで 2,008 万円余が支払われる）、医療保障も半減してしまった（転換後契約では、

所定の悪性新生物との初回診断時には 220 万円が支払われ、入院した場合は日額 5,000 円が支払われる)。

そこで、裁定審査会では、申立人が要素の錯誤による無効（民法第 95 条本文）を主張するものと解し検討したが、下記のとおり、転換後契約の保障内容につき、申立人の主張するような錯誤に陥っていたと認めることはできず、仮に錯誤に陥っていたとしても重大な過失があったといわざるを得ないことから、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 事情聴取によると、募集人は、平成 23 年 2 月、契約申込書、告知書、意向確認書が作成された日に申立人宅を訪問し、保険設計書等の募集資料にもとづき転換後契約の説明をしたと供述し、これに対し、申立人は、同設計書は当時見ておらず、後日送付されてきたものであると供述する。しかし、「保険設計書」は、その作成日が平成 23 年 1 月であることから、募集人が、平成 23 年 2 月に申立人宅を訪問した際に、説明に用いた募集資料の一つと推認できる。
- (2) 上記設計書には、「おすすめプラン」（転換後契約）の内容が記載され、さらに、「現在のご契約とおすすめプランの比較（転換比較表）」も記載されており、被転換契約と転換後契約との保障内容の相違が分かりやすく整理されている。
- (3) 申込書裏面には、転換後契約の保障内容が記載されている。
- (4) 意向確認書表面の質問項目には、「転換後の主契約・特約ごとの支払事由、保険金（給付金）額等（中略）は意向にそった内容になっている（転換前および転換後の保険契約に関する重要事項について対比のうえ確認し、不利益事項等の重要事項について了解した。）」との項目があり、これを肯定するチェックマークが付されたうえ、裏面には、契約者の自署・押印が存在する。